

# ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

## ◇基本給付◇ \*\*\*\*\*

児童扶養手当を受給している、またはそれと同等の所得のひとり親世帯の方（養育者含む）への給付

### ▶給付の対象となる方

18歳に達する日以後の最初の3月31日（18歳の年度末）までの間にある児童（一定の障害がある児童は20歳まで延長される場合があります。）を監護しており、以下の要件のいずれかに該当する方

※児童扶養手当が全部支給停止中の方、児童扶養手当の認定を受けられていない方でも、児童扶養手当の支給要件を満たしていれば、支給対象となります。

ア. 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方

イ. 公的年金等の支給額が児童扶養手当の支給額を上回ることで、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止された方

ウ. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことにより、令和2年6月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶支給額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円（1回限り）

▶申請方法 【「ア」の方】→申請は不要です。

8月下旬頃、令和2年6月分の児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。  
給付金の受給を辞退される方は届出が必要となります。

【「イ」、「ウ」の方】→申請が必要となります。

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して保健福祉課までご提出ください。  
詳細については、町のホームページをご覧ください。

▶申請期間 令和2年7月31日<sup>金</sup>から令和3年2月5日<sup>金</sup> ※当日消印有効

## ◇追加給付◇ \*\*\*\*\*

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少している、児童扶養手当を受けられている方等への給付

### ▶給付の対象となる方

上記「基本給付」の対象となる方の「ア」または「イ」に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方

▶支給額 1世帯5万円（1回限り）

▶申請方法 申請書に必要事項を記入の上、保健福祉課までご提出ください。  
詳細については、町のホームページをご覧ください。

▶申請期間 令和2年7月31日<sup>金</sup>から令和3年2月5日<sup>金</sup> ※当日消印有効

### ▶制度に関するお問い合わせ先

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
☎0120-400-903 受付時間：平日 午前9時から午後6時まで